

限定駐車スペースに駐車する車両等の違反罰則について

(受付日：令和8年7月27日)

Q 山口宇部空港や商業施設にある障害者等専用駐車場に、対象としない車両の駐車が多く見受けられる。

このようなモラルに反する車両に対して、罰則や条例を市や県で制定して欲しい。

A 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称、バリアフリー法）により、一定規模以上の商業施設や公共施設などにおいては、車椅子利用者用駐車施設（いわゆる駐車スペース）等の設置が、また国民に対しては適正利用の努力義務が課せられています。

一方、本来であれば必要がない方が駐車すること等により、真に必要な方が利用できない等の課題が指摘されていることから、適正利用に向けてパーキングパーミット制度が導入され、山口県では「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」として運用されているところです。

引き続き、やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の普及を通じた適正利用の広報・啓発活動が求められるところであり、今回の御提言の内容については、制度の実施主体である山口県に報告いたします。

なお、市による罰則や条例の制定は考えておりません。

健康福祉部 障害福祉課